

安芸高田市 子育て応援商品券 取扱加盟店

有効期間

令和2年(2020)

6月1日(月)

、

9月30日(水)



商品券の使用について

商品券は、加盟店が取り扱う商品及びサービス等について使用できるものとする。
ただし、次に該当するものは、対象外とする。

- ①有価証券、金券、商品券(ビール券、おこめ券、図書カード、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ②たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ(電子たばこ含む)
- ③土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の調達
- ⑤国や地方公共団体への支払い(税金、国民健康保険料等)
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等へのチャージ
- ⑦会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が令和2年9月30日を超えるもの
- ⑧その他、各使用店舗が指定するもの
- ⑨その他、安芸高田市子育て応援商品券事業実行委員会が指定するもの ※おつりは出ませんのでご了承ください。

お問い合わせ

安芸高田市子育て応援商品券事業実行委員会

安芸高田市商工会 TEL.0826-42-0560 FAX.0826-42-0243

安芸高田市商工観光課 TEL.0826-47-4024 FAX.0826-42-1003